

7. 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

8. 緊急時における対応方法

- 1 訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医の医師に連絡し、適切な処置を行う。
- 2 事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口（担当：管理者）

電話番号 04-2933-9078

受付時間 月曜日～金曜日（午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分）

その他の苦情・相談窓口

所沢市役所	高齢者福祉課	04-2988-1111
狭山市役所	高齢者福祉課	04-2953-1111
入間市役所	高齢者支援課	04-2964-1111
ふじみ野市役所	介護保険課	049-261-2611
三芳町役場	介護保険課	049-258-0019
富士見市役所	介護保険課	049-251-2711
川越市役所	介護保険課	049-224-8811

埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）

電話 048-824-2568

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土日祝を除く）